

令和2年度久慈市共同募金委員会助成事業実施要項

1 目的

地域で身近な福祉課題に取り組んでいる団体、住民に向けた福祉サービスを行う団体が実施する「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」活動の支援を行うことにより、住民参加によるコミュニティづくりを推進することを目的とします。

2 事業実施対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

3 対象団体

市内で地域の福祉向上を目的に活動しているボランティア団体、NPO法人、町内会等の住民グループで、次の要件を満たしている団体とする。

- (1) 公益的な活動を基本とし、営利を目的としないこと。
- (2) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等から独立して運営・活動していること。
- (3) 定款、会則（またはそれに準じるもの）が整備されていること。
- (4) 将来にわたる継続的な活動の見込みがあること。
- (5) 事業実施前年度に岩手県共同募金会の助成を受けた団体、事業実施年度の岩手県共同募金会助成事業及びその他の助成事業に応募していないこと。

4 対象経費

幼児・児童、高齢者、障がい児・者やその他住民を対象として行う地域での福祉活動に要する経費。

5 対象外経費

- (1) 公立施設、指定管理施設、公的資金（委託金、補助金等）が主たる財源となっている事業に必要な経費
- (2) 会員、構成員同士の親睦のみを目的とした活動に必要な経費
- (3) その他事業とは直接関係しない経費

6 助成額

- (1) 助成額 1団体1万円から10万円まで千円単位で助成する。
- (2) 助成総額 30万円以内を予定する。

7 応募方法

助成を希望する団体は、「助成事業申請書（様式1）」に次の書類を添付し、久慈市共同募金委員会（以下「本会」という。）に提出してください。

- (1) 団体の活動がわかる資料（総会資料、会報、機関紙、パンフレット等）
- (2) その他特に必要とする書類

8 応募受付期間

令和元年 10 月 15 日（火）～令和元年 12 月 18 日（水）

9 助成決定

久慈市共同募金委員会審査委員会において審査し、助成決定します。審査の結果は、応募団体に文書で通知します。（審査は 2 月～3 月、通知は 4 月）

10 助成金の交付

助成金の交付は前払いとし、「助成金交付申請書（様式 2）」提出後に、団体名義の預貯金口座へ送金します。

11 助成事業の変更

助成決定後に事業内容を変更する必要が生じた場合は、「事業変更申請書（様式 3）」を本会に提出し、承認を受けなければならない。

12 完了報告

助成決定を受けた団体は、当該助成活動完了後 1 か月以内に「完了報告書（様式 4）」に添付書類を添えて本会に提出するものとする。

13 助成決定取消し及び助成金の返還

次に該当する場合は助成決定の全部または一部を取消し、既に交付した助成金がある場合は返還させることができるものとする。

- (1) 偽り、その他不正な手段によって助成を受けた場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合
- (4) 助成金を指定された使途以外に使用した場合
- (5) 事業内容の変更の承認を受けずに事業を実施した場合
- (6) その他本会の指示に従わないまたは本会が不適当と認めた場合

14 助成事業の広報

助成金で購入した機器等には、必ず赤い羽根共同募金「ステッカー」を貼付するものとする。また、「赤い羽根共同募金」の助成による事業であることを団体の広報紙、チラシ、印刷物等を活用し積極的に広報するものとする。

15 問い合わせ先

久慈市共同募金委員会

〒028-0014 久慈市旭町 7-127-3 久慈市総合福祉センター内

TEL 53-3380 FAX 52-7715

《対象となる福祉活動の例》

次のような福祉活動に助成をします。

幼児・児童・青少年を対象とした活動の例

- ・子育て支援事業
- ・児童健全育成事業
- ・若者自立支援事業
- ・上記活動等に係るボランティアの養成

高齢者を対象とした活動の例

- ・介護予防・健康相談、ふれあいサロン
- ・高齢者の生きがいづくり
- ・高齢者を支える活動（見守り、配食、生活支援など）
- ・上記活動等に係るボランティアの養成

障がい児者を対象とした活動の例

- ・当事者の活動（趣味活動、地域との交流活動）
- ・学習会、啓発活動、相談事業
- ・障がい児者を支える活動（音訳・点訳、見守り、配食、生活支援など）

その他住民全体を対象とした活動等

- ・地域の福祉課題に取り組む活動
- ・福祉講座・ボランティアの養成等
- ・心の悩みの傾聴相談
- ・住民が自ら行う社会貢献活動